|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 自動車総連大阪地協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | ○取り組み基準  　中小を含む全ての組合が上部団体方針を踏まえ、自ら目指すべき賃金水準の実現と実質賃金の向上を目指し、積極的な賃金引き上げに取り組む。  **〈個別ポイント賃金の取り組み〉**  技能職若手労働者（若手技能職）および技能職中堅労働者（中堅技能職）について、各組合の目指すべき賃金水準（以下表）に向けてそれぞれの状況を踏まえて要求する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 目指すべき賃金水準 | 技能職若手労働者  （若手技能職） | 技能職中堅労働者  （中堅技能職） | | 賃金センサスプレミア　（第１基準） | 341,400円 | 396,900円 | | 自動車産業プレミア　　（第２基準） | 298,000円 | 328,000円 | | 自動車産業アドバンス　（第３基準） | 270,000円 | 308,000円 | | 自動車産業目標　　　　（第４基準） | 253,000円 | 284,000円 | | 自動車産業スタンダード（第５基準） | 232,000円 | 262,000円 | | 自動車産業ミニマム　　（第６基準） | 229,000円 | 253,000円 |   **〈平均賃金の取り組み〉**  【一般組合員】  ①実質賃金の低下防止や地賃の急速な引き上げに対応していくなど、あらゆる要素を総合的に勘案した自ら目指すべき賃金水準を構築し、積極的な賃金引上げを行う。  ②取り組みにあたっては、賃金カーブ維持分を含めた絶対額を強く意識した賃金引き上げの考え方を踏まえ、自ら目指すべき賃金水準や賃金課題の解決を目指す。  ③なお、中小組合の底上げおよび少なくとも全年代で実質賃金の低下を防止するために、賃金改善分として12,000円の水準を踏まえた上で要求の構築を行う。  【非正規雇用労働者】  実質賃金確保や産業・企業の魅力向上の観点から正社員に見合った賃上げや労働諸条件改善を求めていく。  ○企業内最低賃金協定が未締結の組合は、新規締結に向けた要求を行うとともに、締結済みの組合は、それぞれ  の状況を踏まえ着実に取り組みの前進を図る。  ○18歳の最低賃金要求は、「200,000円以上」とする。なお、「200,000円以上」の目標設定が困難な場合は、「190,000  円以上」を目指して取り組む。  ○年齢別最低保障賃金の取り組み基準は以下のとおりとする。  　20歳 193,000円　　　25歳 208,500円　　　30歳 229,000円　　　　35歳 253,000円  40歳 265,500円　　　45歳 273,000円　　　50歳 282,000円　　　　55歳 283,000円 | | 1.年間休日増の取り組み  　年間休日5日増を以下の基準のとおり求める。  　①現在休日数121日の組合は2027年までに5日増の126日を目指す。  　②休日数121日未満の組合は現状の休日数から5日増を目指すこととする。なお、5日増を達成した組合については、休日数の格差是正のために引き続き休日数126日を目指す。  　③可能な限り早期に5日増を目指すこととするが、単年で5日の要求が難しい場合は以下を参考とする。  ＜要求年＞　2025年3日増以上、2026年4日増以上、2027年5日増  2.働き方の改善  　①働き方改善の取り組み  　・全ての職場で誰もが働きやすい職場環境の実現や生産性向上などに資する労使協議・提言に取り組み、働き方の改善に向け強力に推進する。  　②総労働時間短縮の取り組み  　・「SMILE12」の「共通ガイドライン」「部門別ガイドライン」に基づき、労働時間の削減や年休取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、総労働時間の短縮に取り組む。  　・とりわけ、36協定の特別延長時間（年間・月間）については、上限の引き下げにこだわりを持って取り組む。  3.非正規で働く仲間  　①正社員登用制度の促進、無期契約への転換  　②能力開発・スキルアップの充実  　③コンプライアンスの取り組み  　・各種法令の趣旨に沿った制度・運用になっているか、労働組合としてチェック機能を果たす。  　④労働組合への定期的な報告体制の整備  　・労働市場の動向、採用計画等を労働組合に定期的に報告するよう、体制の整備を求める。  　・個々の就労状況について現状を把握できるよう仕組みを構築する。  　⑤非正規雇用で働く仲間の過度な拡大に繋がらない取り組み  ・非正規の上限比率について、一定のガイドライン作りに向けて取り組む。  ⑥改正労働者派遣法への対応  ・派遣労働者については、「臨時的・一時的な雇用である」という原則を労使で確認し、必要以上の拡大は認めないスタンスを堅持する。  4.その他の取り組み項目  　①運輸部門における運輸能力の最大化や課題解決に向け労使で取り組みを進める。  　②人権デュー・ディリジェンスの観点から、サプライチェーンの状況確認のための労使による窓口・委員会の設置、全ての人が安心して働ける職場環境づくりに取り組む。 |
| 一時金  関連 | 春闘交渉時 | 〇年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。  〇最低保障制度を確立することとし、水準については40％以上とする。 |
| 季別交渉時 | － |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月末日まで  ・主要組合における統一要求提出日は2月12日まで  ・車体・部品部門は2月19日まで |  | 統一交渉日  第1回：2月19日　　第2回：2月26日　　第3回：3月5日 |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。